

[事案 2019-276] 契約無効請求

・令和2年11月19日 裁定終了

<事案の概要>

他契約の告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年6月に米国ドル建介護保障付終身保険を契約したが、その後、入院し手術を受けたため、同時に契約した医療保険（申立外契約）にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反により、本契約、申立外契約とも解除された。しかし、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返してほしい。

- (1) 申立外契約に告知義務違反があったにもかかわらず、本契約も解除されたのは納得がいかない。
- (2) 自分は故意に告知義務違反をしたわけではなく、告知書がそこまで重要で細かいとは認識していなかった。
- (3) 契約時に、保険料がもっと安い保険や、他の種類の保険の案内がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の約款で告知義務違反による解除が定められており、本契約は申立外契約と共通の告知書で告知を行っている。
- (2) 申立人の告知義務違反が故意であるか否かにかかわらず、告知義務違反が確認されたため、約款に従って本契約および他契約を解除したものである。
- (3) 募集代理店は、当社の商品を推奨し、当社に取扱いのない商品を補完する目的で他社商品を扱うという販売方針であり、このことは、商談前に書面を用いて説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の告知義務違反は明らかである一方、保険会社の説明義務違反は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。